

平成28年9月 川棚町議会定例会会議録

(第2日目)

平成28年9月14日 水曜日 (午前10時開会)

出席議員 (14人)

1番	山口	隆
2番	田口	一信
3番	三岳	昇
4番	久保田	和惠
5番	毛利	喜信
6番	堀田	一徳
7番	堀池	浩
8番	波戸	勇則
9番	小谷	龍一郎
10番	高以良	壽人
11番	小田	成実
12番	福田	徹
13番	村井	達己
14番	初手	安幸

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	三 岳	昭
書 記	小 林 修	一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 口 文 夫
副 町 長	山 口 誠 実
教 育 長	古 賀 信 雄
総 務 課 長 兼選挙管理委員会書記長	住 吉 克 己
企 画 財 政 課 長	大 川 豊 文
地 域 政 策 課 長	野 上 英 了
税 務 課 長	川 内 和 哉
健 康 推 進 課 長	成 富 浩 樹
会 計 課 長	山 中 美 由 紀
住 民 福 祉 課 長	荒 木 俊 行
農 林 水 産 課 長 兼農業委員会事務局長	照 本 茂 法
建 設 課 長	廣 田 洋 一
ダ ム 対 策 室 長	福 田 多 肥
水 道 課 長	太 田 啓 寛
教 育 次 長	吉 永 文 典
行 政 係 長	中 原 敬 介

議事日程

- 第 1 号 発委第 1 号 川棚町議会委員会条例の一部を改正する条例
- 第 2 号 同意第 2 号 川棚町監査委員の選任について同意を求める件
- 第 3 号 同意第 3 号 川棚町教育長の任命について同意を求める件
- 第 4 号 同意第 4 号 川棚町教育委員会委員の任命について同意を求める件
- 第 5 号 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦に関する件
- 第 6 号 報告第 3 号 専決処分の報告（工事請負契約の変更（三越漁港整備工事（片島防波堤その 3）））
- 第 7 号 議案第 29 号 川棚町介護保険条例の一部を改正する条例
- 第 8 号 議案第 30 号 平成 28 年度川棚町一般会計補正予算（第 2 回）
- 第 9 号 議案第 31 号 平成 28 年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 回）
- 第 10 号 議案第 32 号 平成 28 年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）
- 第 11 号 議案第 33 号 平成 28 年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 回）
- 第 12 号 議案第 34 号 平成 28 年度川棚町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 回）
- 第 13 号 議案第 35 号 平成 28 年度川棚町水道事業会計補正予算（第 1 回）
- 第 14 号 議案第 36 号 川棚町税条例の一部を改正する条例
- 第 15 号 議案第 37 号 川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第 16 号 議案第 38 号 町道の認定（町道前田中通線の件）
- 第 17 号 議案第 39 号 公有水面埋立の件
- 第 18 号 議案第 40 号 東彼地区保健福祉組合規約の変更の件
- 第 19 号 議案第 41 号 長崎県市町村総合事務組合規約の変更の件

(1 0 : 0 0)

議 長 ご起立願います。おはようございます。よろしく願います。ご着席ください。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

(1 0 : 0 0)

議 長 日程第1、発委第1号「川棚町議会委員会条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。議会運営委員長。

議会運営委員長 おはようございます。発委第1号「川棚町議会委員会条例の一部を改正する条例」につきましては、議会運営委員会において改正すべき事項をまとめ、川棚町議会会議規則第14条第3項の規定により、提出しているものであります。議案についてはお手元に配布されており、既にお目通しをいただいていると思っておりますので、朗読は省略し、改正理由について説明いたします。

今回の改正につきましては、平成27年4月1日に川棚町課室設置条例の一部が改正され、地域政策課が新たに設置されました。これに伴い、川棚町議会委員会条例の改正を行い、地域政策課については総務厚生委員会の所管として、予算決算の審査を行って来ております。この地域政策課の中の商工観光係が分掌する事項については、以前は産業の分野として捉え、産業建設文教委員会の所管として取り扱っておりました。常任委員会から審査を行ってきた経過の中で問題提起がなされました。議会運営委員会において議論を行った結果、地域政策課商工観光係を産業建設文教委員会へ所管を移した方がより良い審査が出来るものと判断しましたので、提案するものであります。以上が、改正内容の説明であります。ご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本件に対し、反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。よろしいですね。

(発言なし)

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発委第1号「川棚町議会委員会条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

この採決は、起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

「賛成者起立」

議 _____ **長** 全員起立です。したがって、発委第1号「川棚町議会委員会条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(10:04)

議 _____ **長** 次に、日程第2、同意第2号「川棚町監査委員の選任について同意を求める件」を議題といたします。

本件について、説明を求めます。町長。

町 _____ **長** 皆さま、おはようございます。同意第2号「監査委員の選任について同意を求める件」について、提案理由をご説明いたします。

本町の監査委員2名のうち、識見を有する者のうちから選任する監査委員、堀池靖彦氏の任期が本年9月30日までとなっておりますので、議案に記載のとおり、堀池靖彦氏を引き続き選任したく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

堀池氏は議案に記載のとおり、川棚町中組郷1071番地にお住まいで、年齢は昭和20年5月7日生まれの71歳であります。同氏は昭和43年3月に同志社大学経済学部をご卒業になり、同年6月から長崎県信用保証協会

に勤務され、以来、同協会の佐世保支所長、長崎本所の総務部長を歴任され、平成18年3月に定年退職をされております。退職後も同協会、佐世保支所の常任相談役として平成21年3月まで勤務され、中小企業者の相談、診断、情報提供や融資にかかる等、中小企業の振興と発展に寄与されてまいりました。

その後、平成22年10月1日から本町の監査委員にご就任いただき、これまで信用保証協会でも培われてきた知識と経験をいかんなく発揮して下さっているところであり、今後も適切に、その職務を果たしていただけるものと確信しているところであります。地域住民からの信頼も厚く、人格、識見ともに監査委員として適任と認めますので、ご提案を申し上げるしだいあります。ご審議の上ご同意くださいますよう、よろしく願いいたします。

議 _____ **長** これから質疑を行います。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本件に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、同意第2号「川棚町監査委員の選任について同意を求める件」の採決を行います。

この採決は、起立によって行います。本件は、これを同意することに賛成の方は、起立願います。

「賛成者起立」

議 長 全員起立です。したがって、同意第2号「川棚町監査委員の選任について同意を求める件」は、同意することに決定をいたしました。

(10:08)

議 長 次に、日程第3、同意第3号「川棚町教育長の任命について同意を求める件」を議題といたします。

本件について、説明を求めます。町長。

町 長 同意第3号「川棚町教育長の任命について同意を求める件」について、提案理由をご説明いたします。

教育委員会の組織につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第3条に規定されており、これまで5人の委員をもって組織され、教育長は教育委員長を除く委員の内から、教育委員会が任命する事になっておりましたが、平成27年4月の法律改正により同法第4条第1項の規定により、教育長は地方公共団体の長が議会の同意を得て、任命する事とされております。現在、現職であります教育委員会委員の古賀教育長の任期が本年9月30日をもって満了を迎える事から、新制度による教育長を任命する必要が生じたので本議会に提案するものであります。

そこで議案記載のとおり、竹下修治氏を川棚町教育長として任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

竹下氏は川棚町小串郷2379番地にお住まいで、年齢は昭和34年9月14日生まれの57歳でございます。昭和57年3月に福岡教育大学を卒業され、同年4月から教諭として20年間、教頭として3年間、長崎県佐世保教育事務所で指導主事として5年間勤務され、平成19年4月からは天神小学校の校長として3年間、平成22年4月からは川棚小学校の校長として4年間、平成26年4月から現在まで波佐見東小学校の校長として勤務されております。

竹下氏は温厚で誠実な人柄で、また34年余りの教育行政在職中の経験から豊富な識見を有しておられ、住民の信頼も厚く本町の教育長として適任であると認めますので、ご提案申し上げるしだいであります。なお、教育長の

任期は新制度により3年間であり、平成28年10月1日から平成31年9月30日までとなっております。以上、ご提案申し上げますのでよろしくご審議の上、ご同意くださいますようお願いいたします。以上でございます。

議 長 これから質疑を行います。よろしいですか。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本件に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、同意第3号「川棚町教育長の任命について同意を求める件」の採決を行います。

この採決は、起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

「賛成者起立」

議 長 全員起立です。したがって、同意第3号「川棚町教育長の任命について同意を求める件」は、同意することに決定をいたしました。

(10:12)

議 長 次に、日程第4、同意第4号「川棚町教育委員会委員の任命について同意を求める件」を議題といたします。

本件について説明を求めます。町長。

町 長 同意第4号「教育委員会委員の任命について同意を求める

件」について、提案理由をご説明いたします。

教育委員会の組織につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、第3条に規定されており、これまで5人の委員をもって組織すると規定されておりますが、平成27年4月の法律改正により教育長及び委員4人をもって組織するとされております。川棚町の教育委員会委員で現教育委員の平田ちづる氏の任期が本年9月30日までとなっている事から、引き続き同氏を任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、第4条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

平田氏は議案に記載のとおり、川棚町百津郷364番地195にお住まいで、年齢は昭和30年4月3日生まれの61歳であります。同氏は富山県滑川市のご出身で、昭和50年3月に山梨県立短期大学幼児教育学科をご卒業になり、同年4月から52年3月までの2年間、NHK富山放送局の共済会に勤務されております。その後、一時東京都内に住まれた後、平成4年10月に川棚町に転入しておられますが、転入後は川棚小学校PTA副会長。川棚高校のPTA会長、母の会の会長、副会長、川棚町子供育成会連絡協議会副会長などを歴任され、子供達の健全育成やPTA活動にも熱心に取り組んで来られ、平成20年10月1日から教育委員会委員を務めておられ、現在に至るまで教育委員会委員長と務められております。

これまで平田氏は本町の教育行政に熱心に取り組んでいただいております。今後も適切にその職務を果たしていただけるものと確信をしているところであります。住民からの信頼も厚く、教育委員会委員として適任であると認めますので、ご提案申し上げる次第であります。ご審議の上、ご同意くださいますようお願いいたします。

議 _____ **長** これから質疑を行います。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本件に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで、討論を終わります。

これから、同意第4号「川棚町教育委員会委員の任命について同意を求める件」の採決を行います。

この採決は起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

「賛成者起立」

議 _____ **長** 全員起立です。したがって、同意第4号「川棚町教育委員会委員の任命について同意を求める件」は、同意することに決定をいたしました。

(10 : 17)

議 _____ **長** 次に、日程第5、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦に関する件」を議題といたします。

本件について、説明を求めます。町長。

町 _____ **長** 諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦に関する件」の提案理由をご説明いたします。

人権擁護委員は法務大臣が委嘱する事になっておりますが、人権擁護委員法第6条第3項により、市町村長が議会の意見を聞いて候補者を推薦しなければならないとなっております。現在本町には、4人の方が人権擁護委員の委嘱を受けておられます。その内、石橋房江氏につきましては平成25年10月に人権擁護委員の委嘱を受けられ、現在1期目であります。平成28年12月31日をもって任期満了となられますので、同氏の再任について議会の意見を求めるものであります。

石橋房江氏は下組郷51番地にお住まいで、昭和22年7月17日生まれの69歳でございます。同氏は昭和43年に長崎県立短期大学家庭科を卒業

後、同大学の学生寮、上五島町青方小学校、新魚目町立魚目小学校、長崎県離島医療圏奈良尾病院に栄養士として勤務されております。その後、結婚を機に川棚町に住所を移され、育児が終わられてからは本町の健康推進課で管理栄養士として、また選挙管理委員会の委員としても行政に大きく関わっていただくなど、人格、識見が高く、社会の実情にも広く通じておられ、人権擁護委員として適任と認め、候補者として推薦するものであります。なお、委員の任期は3年間となっております。以上で、説明を終わりますが、推薦することにつきましてご決定いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 _____ **長** これから質疑を行います。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本件に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦に関する件」の採決を行います。

この採決は、起立によって行います。本件は、これを適任者と認めるとの意見とすることに賛成の方は、起立願います。

「賛成者起立」

議 _____ **長** 全員起立です。したがって、諮問第1号「人権擁護委員候補

者の推薦に関する件」は、適任者と認めると答申することに決定をいたしました。

(1 0 : 2 1)

議 長 次に、日程第 6、報告第 3 号「専決処分の報告（工事請負契約の変更（三越漁港整備工事（片島防波堤その 3）））」を議題といたします。

報告内容の説明を求めます。町長。

町 長 報告第 3 号「専決処分の報告（工事請負契約の変更（三越漁港整備工事（片島防波堤その 3）））」の提案理由をご説明いたします。

三越漁港整備工事（片島防波堤その 3）の工事請負契約につきましては、平成 27 年 8 月 10 日に開催の臨時会において、議案第 43 号をもって契約の締結についての議決をいただき、その後、平成 28 年 3 月 8 日に開催の定例会において、議案第 1 号で契約金額変更の議決をいただいて工事を施工してきたところであります。

しかし、施工中の工事の一部に変更が生じたので、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき制定されております、町長の専決処分の指定に関する条例第 2 条第 4 号の規定により、緊急性を要するものであった為、平成 28 年 7 月 26 日付で専決処分により契約変更を行ったところであります。この事につきまして、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により、議会へ報告するものであります。なお、専決処分の内容等につきましては、農林水産課長から説明させますので、よろしく願いいたします。

議 長 農林水産課長。

農林水産課長 それでは、専決処分の内容につきまして、ご説明いたします。専決処分書をご覧ください。契約金額につきましては、変更前の工事請負金額が 1 億 3 8 9 万 6 0 0 0 円であり、変更後の工事請負金額が 1 億 3 8 5 万 2 8 0 0 円としたもので、変更により 4 万 3 2 0 0 円の減額となっております。町長の専決処分の指定に関する条例第 2 条第 4 号の規定による専決事項につきましては、緊急性がある契約の変更は、契約金額の 10%以内の増減を行う事。ただし、10%以内に相当する金額が 500 万円以下であるものに限ると規定されております。この契約変更は工事請負金額の 4 万 3 2

00円の減額であり、減額率は約0.04%であります。工期につきましては、平成28年7月29日までであり、緊急性がありましたので、平成28年7月26日に専決処分を行ったものであります。

次のページの参考資料をご覧ください。工期につきましては、先程申しました通り平成27年の8月11日から平成28年の7月29日までになっております。工事の概要を説明いたします。まず、堤体工です。水中コンクリート施工出来高による数量の変更につきましては、右側の根拠図で説明いたしますが、これは片島防波堤の縦断図になります。真横から見た図面です。赤が変更後になります。これは陸側の付け根部分の水中コンクリートの施工部分でありまして、1.6mが1.33mに短くなっております。これにつきましては、防波堤の方塊。コンクリートの塊ですけれども、それを沖側から設置してきまして、方塊と方塊の目地、その部分が少しずつ開きます。そのしわ寄せで陸側に伸びてきまして、水中コンクリートの数量が少なくなったものであります。

その下です。場所打コンクリート施工出来高により数量の変更につきましても、水中コンクリートと同じ理由で数量が少なくなったものであります。この水中コンクリートと場所打コンクリートを打設しまして、護岸、陸地と繋がるというふうな事になります。

続きまして、上部工です。上部コンクリート、これは、平面図で上から見た図面になります。施工延長の変更につきましては、81mを82mに1m陸側に伸ばしたものであります。

続きまして、雑工、地先境界ブロックの施工延長の変更ですが、右の平面図で左側に、+2.6とあります。そこが片島防波堤の付け根部分になります。施工箇所は、防波堤が取りついています護岸道路、山側の民地との境界ブロックになります。40mの施行を36.3mに、3.7mの減というふうになっております。この事によりまして、工事請負金額が4万3200円の減額となったものであります。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 これから質疑を行います。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わり、報告済みといたします。

(1 0 : 2 8)

議 長 次に、日程第 7、議案第 2 9 号「川棚町介護保険条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第 2 9 号「川棚町介護保険条例の一部を改正する条例」につきまして、提案理由をご説明いたします。

平成 2 6 年 6 月に成立いたしました、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律において、介護保険法における新たな地域支援事業として、市町村は介護予防、日常生活支援総合事業に取り組むよう定められております。そして、この経過措置として平成 2 9 年 3 月 3 1 日までを条例で定める事が出来る事となっており、本町では平成 2 9 年 3 月 3 1 日までを準備期間として定めているところであります。この度、介護予防、日常生活支援総合事業に取り組む準備が整いましたので、1 0 月から事業実施が出来るよう川棚町介護保険条例の一部を改正する条例を提案するものであります。なお、改正の内容につきましては健康推進課長から説明させますので、ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 それでは、川棚町介護保険条例の一部を改正する条例の内容について、ご説明いたします。先程町長が説明した通り、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律におきまして、介護保険法における新たな地域支援事業として市町村は介護予防、日常生活支援事業に取り組むよう定められております。

この事業を簡単にご説明しますと、お手元に本日配布をしております、A 4 の横長の新しい地域支援事業の全体像というのをご覧ください。ここに書いてありますのは、現行の制度の方を左側に、見直し後の方を右の方に書いてあります。現行の介護給付、それから、その下の介護予防給付、これは介護の認定を受けられた要介護 1 から 5、それから要支援の 1 から 2 の方々が受けるサービスであります。今回の制度改正によりまして、この介護予防給付の

要支援の1～2の認定を受けられた方の介護予防サービス、各種サービスがありますけれども、その中の訪問介護。それから通所介護、訪問介護といいますのは、ホームヘルプサービスで家の方にヘルパーさんが来ていただいて、生活の支援をしてもらうサービスであります。それから通所介護といいますのは、この認定をされている方が事業所に通ってデイサービスを受けるサービスでございます。この2つが保険の適用外になるという事で、地域支援事業の見直し後のところを見ていただければと思いますけど、矢印で書いてあります、新しい介護予防・日常生活支援総合事業という事業に移ります。予算上で行けば介護給付、介護予防給付というのは、2款の保険給付費の方で支払われているところですが、これが移行されると4款の地域支援事業において、このサービス費については支払っていくという形になります。

それから介護予防費、介護予防給付費の現行の下のところになりますけれども、地域支援事業においても二次予防事業、一次予防事業というのを現在取り組んでおりまして、この二次予防事業といいますのは、要支援になる可能性が高い高齢者の方に対する事業、それから一次予防事業というのは、比較的元気な高齢者を対象とした事業であります。この2つの事業を事業の区分を区別をせずに、地域の実情に応じた効果的な取り組みを推進するという事で、新しい総合事業の方に移って行くという形になります。ただし、今まで説明いたしました介護予防事業、介護予防給付、要支援1、要支援2の方々が現在使われているサービスにつきましては、みなし事業という事で引き続き、今行かれています事業所、それから今使われている事業所においてサービスを受ける事が出来ますので、この予防給付費にかかる訪問介護、通所介護についてはサービス内容等も変わらず、利用者にとっては何の変わりもございません。ただ、支出する項目が2款から4款に移るという形になります。それから、その下の介護の予防事業の二次予防事業、一次予防事業についても引き続き、今行っている事業を続けて、今現在この事業に参加されている方々についても、そのまま事業が受けられるという形にしております。

この総合事業を前倒しして取り組む理由としましては、一つ目として前倒して行う事によりまして、地域支援事業補助金の対象上限額の引き上げの特

例措置がございます。二つ目として現行の予防訪問介護、予防通所介護サービスはみなし指定事業所として、引き続きサービスを受ける事が出来るので、利用者には影響がありません。三つ目として、その他の介護予防事業についても若干の事業形態の変更はありますけれども、原則現行の事業を継続をするので、この介護予防事業に利用をされている方にも影響が出ない事。来年度が第7期の介護保険計画の策定年度となっております。なるべく早く、総合事業に取り組み、第7期の介護保険計画に反映させたい事。これらの理由によりまして、10月から事業実施が出来るよう、川棚町介護保険条例の一部を改正する条例をご提案するものであります。

それでは新旧対照表によりまして、ご説明をいたします。本改正案は附則の改正となっております。附則第8条第1項、改正附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置において、平成29年3月31日までは行わず、平成29年3月31日の翌日から行うものとする。これを平成28年9月30日までの間に行わず、平成28年9月30日の翌日から行うものとするに改めるものであります。なお、この条例の施行期日ですけれども、公布の日から施行するとしております。以上で、説明を終わりますが、お審議の上、ご承認くださいますよう、よろしく願いいたします。

議 長 これから、質疑を行います。田口議員。

2 番 田 口 この説明資料でよく分かりませんが、おそらく、この事業は福祉組合等が絡んでるのではないかと思いますので、この半年間繰り上げをするのは波佐見町、東彼杵町も一緒になさるのだろうと思いますが、その点を他の2町も一緒なのかということをお聞きします。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 この新しい介護予防・日常生活支援総合事業につきましては、各市町村で取り組む事業でありますので、福祉組合の事業とは関係はございません。

それから、郡内の状況ですけれども、波佐見町は10月1日から、東彼杵町は、まだ決まってないというところがございます。以上です。

議 長 久保田議員。

4 番 久 保 田 先程の、この資料で見ますと、介護予防給付の中の現行と同

様というところの介護予防給付の方ですね。要支援1，2。これから見ると、訪問看護と福祉用具などは今までと同様と考えていいのかという事と、もう一つは早めた事で補助金の引き上げ額の特例があると仰ったと思います。そのところが、どのくらい変わるのか。それからみなしという言葉が使われたと思います。みなしというのは、いずれはみなしが外れるのかどうか。お尋ねします。

議 _____ **長** 健康推進課長。

健康推進課長 資料におけます介護予防給付費の中で、訪問看護、福祉用具等とございますけれども、介護予防給付につきましては、さまざまなサービスがありまして、例えば訪問サービスにおいては、訪問介護、訪問入浴、訪問看護、訪問リハビリ、居宅療養管理指導、これらのサービスがございます。その中の訪問系のサービスの訪問介護だけが除かれるという事になります。それから通所系のサービスについては、通所介護、通所リハビリがございますけれども、その中の通所介護だけが保険適用外になるという事になります。その他、短期入所サービスであるとか、福祉用具住宅改修サービス。これらについては、今後も引き続き保険適用になります。

それから前倒しに行う事によりまして、地域支援事業の補助金の上限額の引き上げがあると述べましたけれども、これは10%増の上限額となるというところで、金額は、すみません。今資料を持ち合わせておりませんが、これを行う事によりまして、地域支援事業は保険給付費の、地域支援事業が介護給付費の、介護予防事業費で上限額が2.0%、包括的支援事業と任意事業で2.0%、それから、その2つを合わせて保険給付費の基準額の3%が上限額となっております。そこで、給付費の分が地域支援事業に移ってきますので、その分の費用が上がってきますので、上限額が増やされているというところがございます。

それから3点目のみなしにつきましては、これは今後も続いては行きます。新しい介護予防・日常生活支援事業のメニューの中に既存の今受けられている事業所、現行の訪問介護、現行の通所介護、これらについてもサービスの一つとして謳われておりますので、ここについては今後も残って行くものと思います。ただ、国の介護報酬の改定等によりまして、この要支援の人達の点数が下がって行けば、事業所としては受け入れをしなくなるという

可能性はございます。以上です。

議 長 久保田議員。

4 番 久保田 お尋ねします。以前ですね、法人長崎ウェルネススポーツ研究センターというところの講演会があった時に、65歳以上の方達の15%以上が認知症に陥り、10%は生活に支障をきたしていく。川棚町では600人の人がその対象になり兼ねないという話を聞かれたと思います。こういう制度によって、ほんとに介護支援の1、2を外したりして、大丈夫と思われませんか。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 今回の制度におけます要支援者、今、介護サービスを受けられている方の受け皿については、地域支援事業で見て行くという形になっておりますので、その方々がサービスを受けられないという事ではございません。それから予防事業において、二次予防事業、一次予防事業というのがございますけれども、これらも外して一体的に見て行こうというのがございます。

要支援1、2の認定を受けられた方は、現在、予防事業等でミニデイとか行っているんですけど、そちらには参加できない事になっています。認定を持っているためにですね。そういった方々が、近所で誰々さんが行っているから一緒に行きたいんだという事であった時なんかは、現在使われない部分が使えるように、そこに行けるようになりますので、一部から見れば色々な選択肢が増えて、その方々が色々なサービスを受けられるというのは、かえって広まって行く、選択肢が広がって行くんじゃないかと考えております。

議 長 他に質疑はありませんか。三岳議員。

3 番 三岳 3番三岳です。そもそも、国は来年4月からという部分で、各市町村もそれに向けて準備をしてきたというのがあると思うんですよね。半年前倒しをされた事によってですね、先程の課長の説明では利用者には影響がないという事と、補助金の増額といいますかね、これは私は先程課長の説明の中にあった第7期ですね計画にも影響する部分じゃないかと思うんですよね。この前倒しをする事による町のメリットですね。国の方はどういう意図があって前倒しされたのかというのは、よく分からないんですけど

も、町がどういうメリットがあるのかというのをお尋ねしたいと思います。

議 _____ **長** 健康推進課長。

健康推進課長 今、総合事業を実施しているところは大村市、それから壱岐市、五島市、佐々町、これらが早いところでは27年4月から既に取り組んでいるところでございます。そしてまた、28年の10月から取り組む事としているのが、西海市、波佐見町、長与町、これらの町によって10月から取り組むという事になっております。理由としては先程も言いました上限額が上がるというメリットと、それから引き続きサービスを受けられている利用者に影響がないというのが大きな理由ですけれども、ここで新たにまた補正予算の方でも説明させていただきたいと思っておりますけれども、今行っている地域支援事業にプラスして、また新たな事業の方も取り組んで行きたいと考えております。前倒しをする事によって、どういう問題点があるのかとか、どういう事業が本町には必要なのかと、そういった部分も調査、研究をしていきたいというところが10月に行っていきたいという理由でございます。

議 _____ **長** 田口議員。

2 番 田 口 先程最初の説明の中で、準備が整ったのでという説明がありましたけれども、どういうふうに準備が整ったのかをお聞きしたいと思います。

議 _____ **長** 健康推進課長。

健康推進課長 まず、28年の当初に予算に組めなかった理由としましては、総合事業に取り組んでいる市町村が全国的にも少なく、その事例等ですね、調査、研究するというのができなかったというのが現状であります。今、取り組んでおられる市町とかに、こちらの方から視察等に出向きまして、どういった事業が必要なのかというのを研究していった次第でございます。それから準備が整ったというところは、先程言いました先進地であるとか、本町にどういった部分が必要なのかというところを、今後もここで総合事業が完成したっていう事ではなくて、これは引き続きどういった事業がうちの町に適正なのかというところを研究、調査をしていって、更に進めた形で行っていかなければならないと思っております。そういった部分で来年4月から必ず取り組まなければならないというところの準備と言いますか、取り組まなければなりませんので、いち早く取り組んで、もっとより良

い事業を目指したいというところでございます。以上です。

議 長 よろしいですかね。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

議 長 これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。久保田議員。

4 番久保田 議案第29号「川棚町介護保険条例の一部を改正する条例」に対する反対討論を行います。

介護予防とは、要介護状態の発生を出来る限り防ぐ、そして遅らせる事、そして要介護状態にあっても、その悪化を出来る限り防ぐ事。さらに軽減を目指す事を定義とされています。介護保険は高齢者の自立支援を目指しており、一方国民の自らの努力についても介護保険法第4条において、国民は自ら要介護状態になる事を予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して、常に健康の保持、増進に努めると共に、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションなどのサービスを利用して、能力の維持向上を努めるものとするがあります。しかし、議案第29号「川棚町介護保険条例の一部を改正する条例」は介護予防・日常生活支援総合事業のスタートによる改正であり、これが介護予防を受けている人達の状態を良くするとは思えません。介護保険から外され、専門的な支援が受けられないと危惧されます。よって、反対いたします。

議 長 次に、賛成者の発言を許します。小田議員。

11 番小田 11番小田です。議案第29号「川棚町介護保険条例の一部を改正する条例」に対する賛成の立場で討論をいたします。

この改正は、地域支援事業を充実させ、また、きめ細やかな対応に結びつくものでありますので、賛成をいたします。

議 長 他に、討論はございませんか。よろしいですね。

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第29号「川棚町介護保険条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

この採決は、起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

「賛成者起立」

議 長 起立多数です。したがって、議案第29号「川棚町介護保険条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

議 長 ここで、しばらく休憩をいたします。

(10 : 55)

(…休 憩…)

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(11 : 10)

議 長 次に、日程第8、議案第30号「平成28年度川棚町一般会計補正予算（第2回）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第30号「平成28年度川棚町一般会計補正予算（第2回）」について、提案理由を説明いたします。

今回の補正といたしましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ56,966千円を追加し、歳入歳出予算の総額を6,113,708千円にしようとするものであります。

歳入においては町民税、固定資産税、軽自動車税の課税実績による増額、地方交付税、臨時財政対策債の決定による減額、平成27年度決算確定に伴う前年度繰越金の増額、補助事業にかかる国県支出金の増額、特別会計の決算確定に伴う繰入金の増額が主なものであります。

また歳出においては、鉄道利用促進協議会補助金の交付決定に基づく小串郷駅観光案内看板設置工事、国際交流事業中止決定に伴う事業費の減額、放課後児童健全育成事業の委託料の増額、三世代同居、近居促進事業の追加、予防接種法の改正に伴うB型肝炎ワクチン接種委託料の追加、三越漁港台帳整備委託料、消防水利溜池の補償にかかる補助、6月の大雨により発生した農地、農業用施設災害復旧及び公共土木施設災害復旧費が主なものであり、その他、当初予算編成後の事情変更等に対応するため、必要な事業費について計上をしたものであります。

補正予算の詳細につきましては、企画財政課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしく願いいたします。

企画財政課長 それでは内容について、ご説明をいたします。歳出からご説明いたしますので、29ページ、30ページをお開きください。

2款総務費でございます。1項5目財政管理費におきまして、小串郷駅管理費の工事請負費、119万円の増を行っております。先程町長の説明にもありましたように、老朽化した小串郷駅ホームの観光案内看板、これについて、鉄道利用促進協議会の補助金の申請を行ってございましたところ、この度、採択決定となりましたので、増額をしたものでございます。なお、この補助につきましましては、看板の撤去処分費、そして消費税を除くという事になっておりまして、除いた額が補助ということになります。続きまして、6目企画費、国際化推進事業費、137万8千円の減を行っております。これは8月23日から26日にかけて開催を予定しておりました、マレーシア国際交流事業、これを相次ぐテロ事件の発生によりまして、中止を行っております。その分の関係経費の減を行ったものであります。10目交通安全対策費であります。こちらは第10次交通安全計画策定のための委員報酬の追加。そして、この度交通指導員を新規委嘱する方が1名決定いたしましたので、その分の報酬並びに制服等の購入費を計上したものであります。13目財政調整基金費であります。説明欄に財政調整基金費、そして減債基金費を記載しておりますが、これはいずれも基金利息の増を積立金に充当するものでございます。3項1目戸籍住民基本台帳費であります。これは事業費の増減はあっておりません。人権啓発活動委託金を活用した中学生を対象とした人権講演会を開催しておりますが、この度報償費から委託料に予算組み替えを行ったものであります。次のページをお願いいたします。

3款民生費であります。1項1目社会福祉総務費であります。説明欄の地域福祉基金費であります。これはまず、いきいきサロンの新規実施地区が増となりまして、25節積立金を9万円減し、19節に組み替えを行っております。事業費の増減はありません。介護保険事業費であります。これらは介護保険事業特別会計の補正に伴う繰出金の増であります。年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費、140万の減でございます。これは5月から8月にかけて交付を実施しましたこの給付事業につきましまして、実績見込みに合わせて減を行っております。歳入も同額を減を行っております。続きまして、2項1目児童福祉総務費の中の説明欄、児童福祉総務費でございます。

まずこちらが全て23節の償還金、利子及び割引料でございます。これが27年度事業実績に伴う国県支出金の精算返納金が生じたもので、増を行ったものであります。放課後児童健全育成事業費であります。こちらはまず15節工事請負費、15万円の増としております。これは現川棚児童保育クラブ、これは町が所有する建物でございますが、漏水対策工事を要しますので15万円の工事請負費を追加を行っております。そして13節において、211万7千円、こちらも、いわゆる学童保育事業の川棚児童保育クラブの委託料の増が生じますので、その分追加をしたものであります。続きまして、子ども・子育て支援事業費であります。これは全て19節となります。こちらは地域子育て支援拠点事業の補助単価の増額が生じたので追加を行っております。こちらは国県3分の1ずつ補助がございます。3世代同居・近居促進事業費であります。これは全て19節になります。こちらは新たな事業として三世同居するための住宅改修工事、または新たに同居、近居、近くに住む場合の中古住宅の取得経費に対する補助制度というものを県の補助事業がございまして、それに本町も取り組む事で、今回計上をしております。上限が40万円として、5件分という見込みで今回から新たに取ります。なお、補助の措置としましては、県が事業費の2分の1、そして国が県の補助残額の45%という措置があります。これも歳入の方で計上をしております。次のページをお願いいたします。

4款衛生費でございます。1項1目保健衛生総務費でございます。こちら4節共済費と7節賃金を計上しておりますが、産休入りの職員が発生しますので代替臨時職員を雇い入れの社会保険料、賃金を計上したものであります。続きまして、2目予防費の予防接種事業費でございます。こちらが予防接種法の改正によりまして、10月から1歳未満児に対するB型肝炎ワクチン接種、これが定期接種化となっております。その接種に要する経費として委託料として150万円を計上をしたものでございます。3目老人保健費の老人保健総務費でございます。こちらは社会保険診療報酬支払基金への償還金が生じておりますので、5万7千円計上を行っております。次に5目環境衛生費でございます。旅費、6万円の追加でございます。大村湾をきれいにする会の要望活動が生じておりますので追加を行っております。次のページをお願いいたします。

6 款農林水産費でございます。1 項 3 目の農業振興費の中の説明欄、農業経営対策事業推進費、1 5 0 万の増としております。これは全て 1 9 節になります。これは青年就農給付金対象者、これが 1 名生じまして、その分の 1 5 0 万でございます。これは 1 0 分の 1 0、全額県の補助金として措置がされております。続きまして、米需給調整総合対策推進事業費であります。まず、こちらは内訳としましては、1 9 節で 5 万 6 千円の減が生じております。これは配分決定の減によるものであります。そして 2 3 節におきまして、4 5 万 1 千円の増をしております。これは 2 7 年度事業実績により精算返納金が生じておりますので、追加を行いました。なお、これにつきましては歳入の過年度収入として 4 5 万円が入ってくるものでございます。続きまして、環境保全型農業直接支払交付金事業費であります。これは全て 1 9 節になります。こちらは取り組み実績面積が当初見込みよりも増となっておりますので追加を行ったものであります。これも県補助は 4 分の 3 ございます。続きまして、5 目農地費の中の説明欄、農地管理費であります。これは美しい農村再生支援事業交付金、この追加割り当てがございまして、その分を 8 節、1 1 節、1 3 節に必要な予算を計上し、追加したものであります。次に農村地域防災減災事業費であります。こちらは事業費の増減はございませんが、緊急避難路柵尾線道路改良工事の拡幅工事に伴いまして電柱移転補償費が生じております。そのために 1 5 節工事請負費を 3 0 万減して、補償費の方に 3 0 万組み替えを行ったというものであります。2 項 1 目林業総務費のながさき森林づくり担い手対策事業費でございます。これは森林組合の事業費の増が生じておりますので追加を行っております。これは 2 分の 1 が、県が処置するものでございます。3 項 2 目漁港管理費であります。まず、旅費が 1 万円、これは追加を行っております。そして委託料の 1 6 6 万 5 千円でございますが、これは三越漁港台帳整備を行いまして、この度、電子化をするという事で、その分の委託料の計上をしたものであります。次に 3 目の漁港建設費は漁村再生交付金事業費におきまして、旅費の不足が見込まれる事から今回追加を行ったものであります。次のページをお願いいたします。

7 款商工費であります。1 項 3 目観光費におきまして、観光物産振興事業費として 2 0 万円計上をしてしております。これは和牛フェアの事業の中で長崎

デスティネーションキャンペーン関連イベント支援交付金の活用が出来るという事で、交付決定がっております。この分を利用しまして、よりイベントの充実を図るものとして追加を行ったものであります。次に観光、物産情報発信事業費であります。これは10月22日、23日にかけて開催されず、長崎の水辺の森公園において開催されます、ラブフェス2016というイベントに際しまして、長崎県町村会地域振興事業費助成金、この活用が出来るという事で決定をいただきまして、必要予算を計上、追加するものでございます。次のページをお願いいたします。

8款土木費であります。2項2目道路維持費であります。これは町道の小串新谷線、同じく町道松山線におきまして対応が必要な箇所が生じておりますので、工事請負費を増額をしたものであります。3目道路新設改良費であります。まず、19節につきましては県道大崎線、県営事業の地元負担金が260万7千円でございます。そして、22節につきましては現在工事を行っております町道下組野口線歩道設置工事、これにおきまして電柱の移転補償が生じましたので、その分追加を行ったものであります。これにつきましては、起債の増額も行っております。5項3目公共下水道費であります。こちらは公共下水道事業特別会計の補正に伴う繰出金の調整減でございます。6項1目住宅管理費、11節需用費の中の修繕料が今回修繕の箇所が非常に多く出ておりまして、不足が見込まれますので追加を行っております。次のページをお願いいたします。

9款消防費でございます。1項2目非常備消防費であります。これは消防団安全装備品整備等助成金を活用しまして、消防団の懐中電灯の装備、トランシーバーの装備、購入を行うもので12万8千円を計上しております。同額歳入の方でも計上をしております。3目消防施設費の説明欄にあります施設改良費であります。これは消防水利となっております下組地区大久保溜池の補修箇所が生じておりまして、その分の補助でございます。次のページをお願いいたします。

11款災害復旧費であります。まず、1項1目農地農業施設災害復旧費であります。これは6月の豪雨によりまして、農地10件、農業用施設7件の災害被害が生じておりまして、その復旧費を計上したものであります。補助申請等に必要な旅費、そして測量等に要する委託料、そして復旧に要する工

事請負費を計上したものでございます。内訳にありますように補助分と地方債の借入も歳入として計上をしております。2項1目公共土木施設災害復旧費であります。こちらは土木関係の災害の対応でございます。こちら豪雨による被害が出ておりまして、9ヵ所生じておりまして、その復旧に要する経費、測量費、そして工事請負費を追加を行っております。こちら補助と地方債の借入について歳入で計上を行っております。次のページをお願いいたします。

14款予備費、予備費として414万4千円の増を行っております。これは歳出、歳入見合いによる調整でございます。

それでは、歳入についてご説明いたします。7ページ、8ページをお願いいたします。1款町税でございます。1項1目個人の中の説明欄、普通徴収分、そして給与特別徴収分でございます。こちらは28年度の課税が終わりまして、普通徴収分で450万の減、そして給与特別徴収分で3450万円の増という事で差し引き、3000万の増を行っております。1項1目固定資産税でございます。これも課税が終わりまして、860万の増が見込まれるという事で今回計上をしております。次に3項1目軽自動車税でございます。690万の増でございます。こちらにつきましては、この度、法改正によりまして重課率適応車両というものが生じております。13年を経過する車両について従来の税率よりも重い税率になるというものが発生しておりまして、四輪乗用自家用、従来は7200円これが1万2900円に増となります。そして軽四輪貨物自家用、これが4000円が6000円に増となる。これに該当するものが生じたという事で690万の増となっております。

続きまして、8款地方特例交付金でございます。これは説明欄にあります減収補てん特例交付金、これは交付決定がありましたので、それに合わせて増を行っております。次のページをお願いいたします。

9款地方交付税であります。1項1目地方交付税の中の普通交付税、6497万5千円の減であります。こちらにつきましては、当初予算では27年度実績より4.1%程度、減になるという事を見込みまして20億3千万を計上しておりましたが、普通交付税の算定が決定いたしまして前年比よりも7%減という事になりましたので、その分、減をしております。減となりま

した要因としましては、基準財政需要額の算定における人口の測定単位、これが27年度の国勢調査人口に今回から適応されますが、ここで22年度国調人口よりも579名、減をしているというこの影響が非常に大きく出ております。また清掃費の地方債元利償還金の算入額、これも福祉組合借入分が返済が済みまして、その分が約7千万程度、影響が出たという事で大きな減になっております。この算定結果につきましては後ほど、臨時財政対策債にも影響が出まして大きな減となっております。次のページをお願いいたします。

13款国庫支出金でございます。1項3目災害復旧事業費国庫負担金でございますが、これは先程説明した公共土木施設災害に伴う災害復旧の補助金でございます。2項1目民生費国庫補助金であります。年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業費補助金、これは歳出で説明したものと同額140万の減を行っております。次に子ども・子育て支援事業交付金ですが、内訳としましては放課後児童健全育成事業の分と子ども・子育て支援事業の分、それぞれ3分の1ずつ合わせて、85万3千円の増となっております。次に3目土木費国庫補助金の社会資本整備総合交付金でございます。こちらは歳出の民生費で説明しました3世代同居・近居促進事業費、この事業の分の国の補助金、総額200万円の2分の1の45%という補助でございます。次に6目農林水産業費国庫補助金でございます。これは美しい農村再生支援事業交付金、これが交付決定がありましたので、53万9千円を追加するものであります。次のページをお願いいたします。

14款県支出金であります。2項2目民生費補助金であります。まず、説明欄の民生委員推薦会運営費補助金であります。これは決定による3万円の増でございます。次に子ども・子育て支援事業交付金ですが、先程国庫支出金で説明したのと同じものの県の補助金であります。次に5目農林水産業費県補助金であります。農業経営対策推進事業費補助金、これも歳出の青年就農給付金に対応する補助であります。次の米需給調整総合対策推進費補助金、これも配分決定に合わせた減であります。次に環境保全型農業直接支払交付金、これも歳出の4分の3を措置されるものであります。次に林業費、ながさき森林づくり担い手対策事業費補助金ですが、これも歳出の担い手対策事業の県の補助の2分の1でございます。続きまして、6目土

木費補助金であります。長崎県3世代同居・近居促進事業補助金でありまして、これも歳出に対する2分の1の県補助金でございます。続きまして、11目農水施設災害復旧費補助金であります。これは農水施設災害復旧、これに伴う県の補助でございます。

続きまして次のページ、15款財産収入でございます。説明欄にありますように財政調整基金利子、減債基金利子、利息の実績を追加したものでございます。次のページをお願いいたします。

16款寄附金であります。1項4目農林水産業費寄附金であります。これは全て農地災害にかかる地元負担金でございます。次のページをお願いいたします。

17款繰入金であります。説明欄にありますように介護保険事業特別会計繰入金、後期高齢者医療特別会計繰入金、これはいずれも27年度決算に基づく繰入金の調整でございます。次のページをお願いいたします。

18款繰越金であります。説明欄に純繰越金として27年度決算が確定しましたので、7854万2千円を追加するものであります。次のページをお願いいたします。

19款諸収入であります。4項4目過年度収入であります。これは歳出で説明しました米需給調整総合対策事業交付金の戻入金でございます。5目雑入であります。説明欄の国際交流支援事業補助金、これは国際交流中止に伴う補助金の減であります。次の長崎県町村会地域振興事業助成金、これはラブフェス2016の事業実施に伴う助成金であります。次の長崎デスティネーションキャンペーン関連イベント支援交付金、これは歳出の和牛フェアの取り組みに充てるものであります。次の鉄道利用促進協議会補助金、小串郷駅の観光案内版の設置工事に対する補助であります。消防団員安全装備品整備等助成金、これは懐中電灯、トランシーバーの購入に充てる助成金であります。次のページをお願いいたします。

20款町債であります。1項4目土木債としまして、地方特定道路整備事業債であります。これは県道大崎線にかかる分の追加がありましたので、町債も増を行っております。次の災害復旧債であります。説明欄にありますように公共土木施設災害復旧債90万円、農地農林施設災害復旧債430万を計上するものであります。続きまして、臨時財政対策債であります。こ

これは普通交付税の方でも若干説明いたしましたでしたが、今回算定決定に伴いまして、大きく減をしております。前年度比で24.4%の減と大きな減になっております。それでは以上で、歳入についての説明を終わります。

次に第2表地方債補正についてご説明いたします。3ページをお開きください。第2表地方債補正でございます。まず上の表が変更であります。この第2表が先程説明しました20款町債に対応する表でございます。まず、変更としましては地方道路整備事業、そして臨時財政対策債、合わせて差し引き3800万の減という事で、補正後の額が4億720万円となっております。そして新たな追加としまして災害復旧事業としまして520万円を追加するものであります。そうしまして、差し引き4億1240万と補正を行うものであります。以上が平成28年度一般会計補正予算、第3回の内容であります。ご審議の上、ご決定をいただきますよう、よろしく願いいたします。

議 _____ **長** これから、質疑を行います。福田議員。

1 2 番 福 田 32ページの3世代同居・近居促進事業という事で、ちょっと調べますと県内の市町村では同じような実施要綱が定められておりますが、その200万とした額が県の方から示された額なのか。町としての目標といたしますか、予測された数字で算出されているのか。そこをまず一点お聞きしたいのと、これの募集にあたっては先着順となるのか、ある一定期間を広報期間としてされるのか。そしてまたこれが28年度中だけなのか、繰越になるのかお聞きします。

議 _____ **長** 住民福祉課長。

住民福祉課長 ただ今の福田議員の質問についてお答えいたします。まず、3世代同居・近居促進事業につきましては、県の事業を活用して本町における子育て推進をするために三世代で同居、または近居する場合の住宅の改修、それから近居する場合の中古住宅の取得という事で支援をしようするものでございます。この住宅費助成額の本町の方では最大40万円という事で、5件分を今回補正予算に計上させていただいた訳ですけれども、県の方では事業費の10分の1以内として20万を上限として助成がされるものですから、町の方では県の2倍に相当する額を事業費とした場合にですね、町が40万円補助すれば、県がその2分の1を助成するという事になりますの

で、上限の20万円にあたるという事で、こうしたリフォーム、取得にかかる経費が、200万円が最大と想定した場合にですね、最大町が補助を40万円するという事ではしております。

この事業につきましては、今回補正予算の方で手当てがいただけました場合にですね、10月から開始しようと考えております。この周知につきましては、広報の方で掲示をしていくと共にですね、ホームページ等にも掲載をしていきたいと考えております。今後ですね、先程ご質問にありました、これは本年度限りなのかというような状況と、助成の方については先着順あるいは抽選なのかという事ですけれども、これまでのリフォーム関係が昨年度まで土木費の方でリフォーム事業が助成をしておりましたけれども、こういったものにつきましても予算の範囲内で先着順として取り扱いをしておりましたので、今回につきましても先着順という事で考えております。今年度の受付につきましては10月からですね、事業が今年度内で終わっていただかなければいけませんので、申し込みにつきましては年を越して1月末までという事で募集期間としたいと思っております。なお、県のこの3世代同居・近居促進事業については、向こう3年間程度をですね、事業期間とするという事で考えられておるようでございますので、本町としましてもこれに合わせて実施をして行きたいという事で考えております。以上で、説明を終わります。

議 **長** 久保田議員。

4 番久保田 福田議員の質問に関連して、その同居は分かりますが近居促進事業費、これは町内なら良いのか、それとも半径何km以内というのがあるのでしょうか。

議 **長** 住民福祉課長。

住民福祉課長 ただ今の、久保田議員の質問についてご説明いたします。この近居の定義につきましては、県の方では町の方で決めて良いというような事ではございましたので、町の方としましては町内に居住する場合という事で、その近居の取り扱いをいたしたいと考えております。以上です。

議 **長** 久保田議員。

4 番久保田 32ページです。民生費の中の年金者等支援臨時福祉のところですね。これは対象者には全部対応が出来たのかどうか、お尋ねします。

議 **長** 住民福祉課長。

住民福祉課長 ただいまのご質問の件でございますが、年金生活者等支援臨時給付金事業につきましては、8月17日までを受付としまして、約3ヶ月間で実施をしたところなんですけれども、申請の状況としましては、対象者は1780人、それから申請が今現在で1760人という事で、まだ20人の方が未申請というような状況が生じております。この事につきまして申請を1ヶ月ほど延長した形です、現在申請が行われていない方にはですね、勧奨の通知を差し上げて、出来るだけ支給申請をしていただくようお願いの通知分です、したところでございます。なお、8月15日までの申請受付期間においてもですね、その1ヶ月前ぐらいの7月末ぐらいに勧奨を行ったところがございますけれども、その上でまだ申請がない方もありましたので、再度個別の通知を行ってですね、申請をしていただくようご案内の通知を差し上げたところでございます。以上です。

議 **長** 田口議員。

2 番 田 口 先程の三世帯同居の補助金ですが、県の方は土木費補助金として流れてきているようでありますので、これの所管課も建設課で良いのではないかとお考えですが、住民福祉課にされたのは、どういう考えでしょうか。

議 **長** 住民福祉課長。

住民福祉課長 ただいまのご質問に対する説明ですが、国の助成金をですね、社会資本総合整備交付金事業という事です、これも国交省所管、それから県の方でも住宅関係の所管という事です、土木費の方にされておりますけれども、この目的としましては子育てを支援するというような事を目的としてですね実施をする部分がございますので、建設課の方と住民福祉課の方で協議をしてですね、その上で窓口につきましては住民福祉課の子育て支援係で説明をしていこうという事で、町の窓口としては住民福祉課の子育て支援係の方に設けた次第です。なお、今後補助の関係でですね実績報告とか、こういったものの事務処理もございますけれども、こういった部分につきましては、建設課と連携して、協力してやっていくという事ではしておりますので、町の事務処理についてですね不備が生じるということは考えておりませんので、子育て支援係の方で実施するとしたものでございます。以上で

ございます。

議 長 田口議員。

2 番 田 口 12 ページですが、普通交付税の減額についてですけれども、先程7%の減というふうな説明がありましたが、20億に対して6400万は3%ぐらいにしかならないんですけれども、その差はどのようになっているんでしょうか。今後も更に減額という事なのんでしょうか。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えをいたします。7%減と見込んだのは、27年度の実績と比べて7%減という事であります。今回この予算ベースでの比較じゃないに、27年度決定された額と28年度決定された額の見込みで最初4.1%と見込んでおりました、それが決定した結果7%になったという事で、ご理解をいただきたいと思っております。なお、これは決定しておりますので基本的には変更はありませんが、従来の流れで言いますと年度末にですね調整額として措置されたケースもありますので、そうした事が生じましたら、また補正という事で対応したいと考えております。以上です。

議 長 久保田議員。

4 番 久 保 田 44 ページですね。災害復旧費の方で、6月豪雨のために農地10件とか件数で色々言われましたけれども、もう少し詳しくお尋ねできませんでしょうか。

議 長 農林水産課長。

農林水産課長 それでは災害復旧費につきまして説明いたします。6月豪雨によりまして、農地の災害が10件で施設の災害が7件です。その内、補助の対象になるものが、農地が9件、施設が5件になっております。またその補助の対象にならない単独災害が、農地が1件と施設が2件ですね、というふうになっております。以上です。

議 長 関連ですか。久保田議員。

4 番 久 保 田 場所をお聞きしたい。

議 長 農林水産課長。

農林水産課長 場所につきましては、猪乗地区、木場地区、中山地区、上組地区、下組地区、新谷地区になっております。

議 長 農林水産課長。

農林水産課長 もう一つありました。中組地区があります。以上です。

議 長 他に質疑はありませんか。福田議員。

1 2 番 福 田 質問というよりもちょっと。28ページと44ページの分で、災害復旧費の公共土木と農地農林施設、その順番がちょっと1と2、公共土木の分と町債の分ですか順番が違ってらるんですけど、これは些細なことですけど、そういうふうなものなのか、できれば順番としては統一されとった方がいいのかなと思ったのを一点。それから質問ですけれども、32ページの放課後児童健全育成事業費、226万7千円、これはどういうふうな事業内容といいますか。増加の理由といいますか、経緯を説明をお願いします。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 まず、災害復旧関係費で歳出の並び順と歳入の並び順、これが異なるというご指摘でございますが、基本的に以前款項目節を登録した順が、これだったという事ですね。今ご指摘を受けまして、たしかに並びを合わせた方がいいと思いますので、恐れ入りますが、次年度以降ですね対応させていただきますと思います。

議 長 住民福祉課長。

住民福祉課長 ただいまの福田議員のご質問、放課後児童健全育成事業の件についてお答えいたします。これは川棚児童保育クラブがですね、今、保育する児童の数が年間60人近くという事になっておりますので、町の方でも保育の質といいますか、学童保育を行う上でのですね、放課後児童健全育成事業の設備及び運営についての基準をですね条例で定めておりまして、これは40人程度を標準的なものとして実施をするという事で、条例で定めているところであります。そのため、今現在年間平均で60名程度に近いような状況でございますので、これを2クラスに分割してですね、学童保育を行っていただくという事で、こういった要望もですね川棚児童保育クラブの方からも要望があっておりますので、そのためですね、クラス単位を2クラスに分割してですね、10月から実施をしようという事でこの事業費の委託となる委託料を増額するためにですね、今回補正予算の方で計上させていただいたものでございます。なお、この2クラスに分割して運営を行うためにはですね川棚児童保育クラブにおきましても、いわゆる支援員等のですね配置

が必要になるという事で、その準備も進められておりますので、こうした事から10月からは2クラス単位ですね編成という事で実施をするために今回委託料となる予算を、増額計上をしたところでございます。以上です。

議 _____ **長** 他に質疑はありませんか。三岳議員。

3 番 三 岳 3番三岳です。36ページになると思うんですが、農地費のですね農地管理費というものが上がっておりまして、説明では美しい農村再生支援事業という事だったと思うんですが、内容的なものですね金額的にここで53万と上がっておりまして、一方14ページのですね補助金になりますけど、53万9千円という事で補助金の方が多いんですね。そして実際の支出というのが53万ですから、そこで9千円ですか差があるんですけど、普通こういう事業の場合は、町の持ち出し等があって歳出の方が多くなるというふうに思うんですが、そこはどのようになっているんでしょうか。お尋ねします。

議 _____ **長** 農林水産課長。

農林水産課長 それでは三岳議員の質問にお答えします。この追加割り当ての分につきましては、既存の予算に充当が可能という事で、その方に充当しております。そういった事で歳入と歳出の額が合わないという事になります。事業費の中身につきましては、これは木場地区の棚田保全協議会で行っております事業でありますけれども、報償費はその委員の報償金、それから需用費につきましては、棚田のパフレットの印刷、それから棚田米のパッケージの印刷。それと委託料につきましては、美しい農村再生支援事業のDVDですね、そういった物の作成業務を行う事にしております。以上です。

議 _____ **長** 他に質疑はありませんか。よろしいですね。

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第30号「平成28年度川棚町一般会計補正予算（第2回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第30号「平成28年度川棚町一般会計補正予算（第2回）」は、原案のとおり可決されました。

議 **長** ここで、しばらく休憩といたします。

(12:02)

(…休 憩…)

議 **長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(13:00)

議 **長** 次に、日程第9、議案第31号「平成28年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町 **長** 議案第31号「平成28年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は歳入、歳出予算の総額に歳入、歳出それぞれ5885万5千円を追加し、歳入、歳出予算の総額を歳入、歳出それぞれ21億7026万3千円にしようとするものであります。なお、補正の詳細につきましては健康推進課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 **長** 健康推進課長。

健康推進課長 それでは、補正予算の内容につきまして、事項別明細書でご説明いたします。歳出からご説明いたしますので、8ページ、9ページをお開きください。

3 款後期高齢者支援金等 1 項 1 目後期高齢者支援金につきましては、拠出金額の決定に伴い、増額補正をするものであります。次のページをお願いいたします。

4 款前期高齢者納付金等 1 項 1 目前期高齢者納付金につきましても、拠出金額の決定に伴い、増額補正をするものであります。次のページをお願いいたします。

1 1 款諸支出金 1 項 1 目一般被保険者保険税還付金につきましては、保険税還付金の件数が、例年に比べ多く発生している傾向である為、増額補正をするものであります。次のページをお願いいたします。

1 2 款予備費 1 項 1 目予備費につきましては、歳入、歳出の見合いにより、増額補正をするものであります。次に歳入をご説明いたします。6 ページ、7 ページにお戻りください。

1 0 款繰越金 1 項 2 目その他繰越金は、前年度繰越額の確定による増額補正であります。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

議 _____ **長** これから、質疑を行います。三岳議員。

3 番 三 岳 3 番三岳です。この補正とはですね直接関係ないかもしれませんが、先程一般会計におきましては、町民税、固定資産税等についてはですね課税が終了したということで確定をしたという事で、それぞれ補正がなされております。国保税においてはですね、6 月 1 日だと思えますけれども、私ども加入者としてもですね大きな増額になっておりましてですね、びっくりしておりますが、この部分でですね当初の見込み通りのですね課税だったのかという評価が出来ると思うんですが、その分は大きな増減というのはないのでしょうか。お尋ねします。

議 _____ **長** 健康推進課長。

健康推進課長 当初予算におきましては、1 2 月の改定分を含まずに算定をしております。改正に伴う 6 千万円の増額という事で改正をしていただいたところなんですけれども、その差額の数字を今持っておりませんが、6 月の算定におきまして、その調定額が 3 億 6 2 0 0 万が調定額としてあがっております。現年度分です。これに収納率等がかかって来ますので、こ

の3億6200万全てが収納できるという事ではございませんけれども、若干見込んでいた金額より少なく調定額はなっております。賦課をした後にですね。その原因としましては、被保険者が予想以上に減っているというところがございます。例年100名以下60名から70名等ぐらいの被保険者が減っていたという現状なんですけれども、この賦課をした時には100名以上の被保険者が減っているという現状でありますので、その分で数字は今もっておりませんが、予定していた調定額より落ちているというのが現状であります。以上です。

議 _____ **長** 他に質疑はありませんか。よろしいですかね。

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第31号「平成28年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第31号「平成28年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）」は、原案のとおり可決されました。

(13:14)

議 _____ **長** 次に、日程第10、議案第32号「平成28年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長 議案第32号「平成28年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ61万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6081万9千円にしようとするものであります。なお、補正の詳細につきましては健康推進課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 それでは、補正の内容につきましてご説明いたします。補正の主な内容は平成27年度の繰越金額の確定に伴う広域連合納付金と一般会計繰出金を精算するための補正であります。事項別明細書でご説明いたしますので、6ページ、7ページをお開きください。

4款繰越金1項1目繰越金は27年度精算に伴う繰越金について、当初予算との差額を増額補正するものであります。歳出における広域連合納付金繰越額と一般会計繰出金の合計となります。次のページをお開きください。

歳出になります。2款後期高齢者医療広域連合納付金1項1目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、広域連合へ納付する納付金で、平成27年度分を広域連合へ納付するものであります。次のページをお願いいたします。

3款総支出金2項1目他会計繰出金については、平成27年度の精算による一般会計の繰出金です。以上で説明を終わりますが、ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

（発言なし）

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第32号「平成28年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第32号「平成28年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）」は、原案のとおり可決されました。

(13:14)

議 _____ **長** 次に、日程第11、議案第33号「平成28年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第1回）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町 _____ **長** 議案第33号「平成28年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第1回）」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5982万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億5234万5千円にしようとするものであります。なお、補正の詳細につきましては、健康推進課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 _____ **長** 健康推進課長。

健康推進課長 それでは、補正の内容につきまして、事項別明細書で説明いたします。歳出から説明いたしますので、16ページ、17ページをお開きください。

2款保険給付費、843万円の減額補正と、次のページの4款地域支援事

業費、931万7千円の増額補正につきましては関連がありますので、本日お配りをしておりますA4の補足の資料、平成28年度介護保険事業特別会計（第1回補正資料）の資料をお配りしておりますが、この資料を使ってご説明いたします。概要につきましては、先程川棚町介護保険条例の一部を改正する条例を可決していただきましたが、介護予防事業、日常生活支援総合事業を10月から開始するにあたり、現行の予算費目からその一部を新設しました、4款3目の介護予防事業、日常生活支援総合事業に組み替えるものであります。

資料の左側が総合事業への移行前の予算であります。右側の方が総合事業移行後の今回の補正の内容となっております。まず、資料の総合事業移行前の2款1項介護予防サービス等諸費につきましては、事業の介護予防サービス給付費、これが訪問型と通所型、いわゆる保険の対象外になるホームヘルプサービスとデイサービスの分であります。この介護予防サービスにつきましては、先程も説明したとおり多種にわたるサービスがありますが、その内訪問型サービスと通所型サービスを移行するという4款への組み替えを行うという事になります。移行後は、4款1項3目の介護予防事業、日常生活支援事業の1の訪問型サービスみなし事業費、それから事業の3の通所型サービス（みなし事業費）、ここに移るという事になります。2款で支出していた分を4款から支出をしていくという組み替えになります。それから移行前の7、介護予防サービス計画給付費につきましては、これは要支援者のケアプランを包括支援センターの方で行っております。その給付費にも4款の移行後の事業の6の介護予防ケアマネジメント事業費に移行するという形になります。移行前の2款1項3目その他諸費につきましては、審査支払手数料、デイサービス、ホームヘルプサービスを受け方への国保連への手数料が発生しますが、手数料につきましても移行後の4款1項4目のその他諸費の事業費の2、審査支払手数料の方に移行するという形になります。それから、移行前の4款地域支援事業費につきましては、介護予防事業費の二次予防事業費、それから一次予防事業費、これらの事業を今後区別せずに、地域の実情に応じた効果的な取り組みを推進して行こうという事で、二次予防事業費につきましてはそのまま移行後の事業の5、一般介護予防事業費に移行する事となります。それから移行前の事業の2の一次予防事業費につき

ましては、一部は新たなメニューとして通所型サービスCというのが、国の方でサービスの種類としてありますけれども、その事業を今、買い物リハビリクラブというのを行っておりますが、それをC型に位置づけて行うという事しております。C型に位置づける事によりまして、月1回の指導が必要なため、管理栄養士の賃金等が発生するために新規計上額として44万1千円の増額を図っております。その他、一次予防事業費において現在行っている分につきましては、移行後の5の一般介護予防事業費に移行するようにしております。以上が予算書の16ページ、17ページ、2款保険給付費の減額と18ページ、19ページ、4款の地域支援事業費の増額補正の内容であります。20ページ、21ページをお開きください。

7款諸支出金1項2目償還金は平成27年度の介護給付費負担金、地域支援事業交付金の精算において、国庫、県、支払基金への返還が必要となり、精算返還金として増額補正をするものです。同じく2項1目一般会計繰出金は平成27年度の地域支援事業負担分事業費等精算にかかる一般会計繰入金への精算返還分として増額補正をするものであります。次のページをお願いします。

8款予備費、1項1目予備費につきましては、歳入歳出の見合いにより増額をするものであります。

次に歳入についてご説明いたします。6ページ、7ページをお開きください。3款国庫支出金1項1目介護給付費負担金、同じく2項1目調整交付金につきましては、歳出における2款保険給付費の組み替えに伴う減額補正であります。同じく2項2目地域支援事業交付金につきましても、歳出における4款地域支援事業への組み替えに伴う増額補正であります。8ページ、9ページをお願いいたします。

4款支払基金交付金1項1目介護給付費交付金につきましては、算出における2款保険給付費の組み替えに伴う減額補正であります。同じく2目地域支援事業支援交付金につきましては、現年度分として歳出における4款地域支援事業への組み替えに伴う増額補正、並びに過年度分として27年度精算に伴う追加交付分の増額補正であります。10ページ、11ページをお願いいたします。

5款県支出金1項1目介護給付費負担金につきましては、歳出における2

款保険給付費の組み替えに伴う減額補正であり、同じく2項1目地域支援事業交付金につきましても歳出における4款地域支援事業費の事業費組み替えに伴う増額補正であります。次のページをお願いいたします。

8款繰入金1項1目介護給付費繰入金につきましても、歳出における2款保険給付費の組み替えに伴う減額補正であり、同じく2目地域支援事業交付金につきましても歳出における4款地域支援事業の事業費組み替えに伴う増額補正であります。14ページ、15ページをお願いいたします。

9款繰越金1項1目繰越金は、平成27年度の繰越金を増額補正しております。なお、この繰越金には平成28年度において介護給付費分、地域支援事業分、事業費分、事務費等分における27年度精算金として国庫県支払基金、町に返還すべき分も含まれております。以上で説明を終わりますが、ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

議 _____ **長** これから、質疑を行います。久保田議員。

4番久保田 お尋ねします。19ページです。19ページの介護予防のところで、二次予防事業と一次予防事業があります。いただいた資料にもあって、これを一緒に出すという事だと理解したんですけども、現在二次予防、一次予防には何人ぐらいの人がそれぞれ利用されているのでしょうか。

議 _____ **長** 健康推進課長。

健康推進課長 久保田議員の質問にお答えします。今、成果報告書はお持ちでしょうか。成果報告書の125ページになりますけれども、これは平成27年度の実績になります。ここに二次予防事業の内容、それから参加された方の人数、一次予防事業における事業内容、それから回数、参加者の人数を載せていますので、ご覧いただければと思います。

議 _____ **長** 久保田議員。

4番久保田 ここに訪問介護型と通所介護型、短期集中予防サービスでサービスCというような事が書いてありますが、Cがあるのならば、AとかBとかあると思います。そして、私達の町が何故Cを選んだのか。Cは短期集中型となっていますけれども、期間はどのくらいなのか。

議 _____ **長** 健康推進課長。

健康推進課長 まず、サービスの種類につきましては、確かに久保田議員が

仰るとおり訪問型サービスAから訪問型サービスDまでがございます。それから現行の訪問介護相当、これがみなしにあたる訳ですけれども、このAからDについては多様なサービスで行っていくというところになっております。訪問型Cにつきましては、サービス内容は保健師等による居宅での相談、指導等、体力改善に向けた支援が必要なケースに改善に向けた指導等をしていくと、このAからDまでの種類の分け方としては、Aは事業の指定委託、Bは助成、Cが直接実施とか委託とか、こういった分け方があります。基準もそれぞれ人員等を緩和した基準であるとか、色んな基準があって、そしてサービスの提供者もボランティア主体であるとか、委託をして事業者が行う分であるとか。そういった種類分けがされておりました、今回本町では訪問型サービスCというのを事業所に委託しながらやっていきたいと考えております。期間としては3ヶ月から6ヶ月の短期間で行うという事になっておりますけれども、あくまでも国の基準でありまして、町の状況に即した期間になっていくのだらうと思っております。現在、訪問型サービスCを選んでおりますけれども、これはAからD、これは訪問型も通所型も、通所型はAからCまでございますけれども、どこを選んでやっていくかというのは各市町村で異なってきます。今のところ、このC型を行ってみて、また新年度に向けてですね新たなサービスが必要か、そういったところも検討して行きたいと考えております。以上です。

議 長 他に質疑はありませんか。福田議員。

1 2 番 福 田 先程説明資料をいただきましたので、その中で一般介護予防事業費の分で64万6千円の増額計上というのがありますが、これは事業そのもの、新規のサービスが増えたのか。今までの事業サービスが増加したのかをお聞きします。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 この64万6千円の増額につきましては、この一次予防事業を移行後の4の通所型サービスCと5の一般介護予防事業費に分けた事によりまして、今現在行っております二次予防事業、一次予防事業の対象者等がですね変更になった場合、また増える傾向に今ございますので、その増を見越した増額となっております。以上です。

議 長 他にございませんか。よろしいですね。

議 **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。久保田議員。

4 番 久 保 田 議案第 3 3 号「平成 2 8 年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 回）」についての反対討論を行います。

介護予防における一次予防は主として活動的な状態にある高齢者を対象に、生活機能の維持向上に向けた取り組みを行うものであります。とりわけ、高齢者の精神、身体、社会の各層における活動性維持向上をされる事が重要であり、二次予防は要支援、要介護状態に陥るリスクが高い高齢者を早期発見し、早期に対応する事により状態を改善し、要支援状態になる事を遅らせる取り組みです。しかし、補正予算では大きく変更されているところに気になります。また本町では、短期型集中予防サービス C 型を選択されましたが、やはり介護のサービスというのは、性質上短期集中して利用者さんの状態が改善されるとは考えられません。よって、私はこの補正予算に反対をします。

議 **長** 次に、賛成者の発言を許します。田口議員。

2 番 田 口 先程の条例改正の説明の中でもありましたけれども、町がこの新しい事業を実施する事によって、よりきめ細やかな介護予防のサービスが実施されるのであるというふうに理解をいたしております。また実施をしてみて、また別の形態というのも機動的に変更が出来るという意味では、改正としては良いのではないかと思いますので、賛成いたします。

議 **長** 他に討論はありませんか。よろしいですね。

議 **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 3 3 号「平成 2 8 年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 回）」の採決を行います。

この採決は、起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

「賛成者起立」

議 **長** 起立多数です。したがって、議案第 3 3 号「平成 2 8 年度川

棚町介護保険事業特別会計補正予算（第1回）」は、原案のとおり可決されました。

（13：37）

議 長 次に、日程第12、議案第34号「平成28年度川棚町公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第34号「平成28年度川棚町公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）」について、提案理由を説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ953万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を5億9336万円にしようとするものであります。なお、補正予算の詳細につきましては水道課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定くださいますよう、よろしく願いいたします。

議 長 水道課長。

水 道 課 長 それでは説明をいたします。まず、歳出から説明をいたしますので議案書17ページ、18ページをお開きください。事項別明細書で説明をいたします。

1款1項1目一般管理費でございますけれども、9節の旅費につきましては職員の研修の追加に伴う普通旅費を計上しております。13節の委託料につきましては、平成28年1月26日に総務省より経営戦略の策定の推進という事で文書が発せられまして、28年度中に策定しなかった場合は平成29年度における国庫の補助金等が受けられなくなるという事を受けまして、本年度中に策定するための経費を計上しております。次に19節でございます。9節旅費において計上をしております研修会の出席者負担金を計上しております。2目の管渠管理費でございますけど、11節につきまして下百津の汚水マンホールポンプが故障のために急遽修繕すべき事態が発生した事により修理を行っております。当初予算においては10万円を計上しておりましたが、他の事業費が不足するという事になるため計上をしたものでございます。次に19ページ、20ページをお願いいたします。

2款1項1目下水道建設費の管渠建設費でございます。15節の工事請負費については下百津地区において住宅開発がなされまして、開発区域に汚水枝線を延長する工事が必要となったため、計上をしとるところでございます。

す。22節の補償、補填及び賠償金につきましては、小串郷駅付近の污水枝線の工事を現在行っておりますけれども、布設区間における上水道の移設補償費を減額をするものでございます。当初は水道管の布設替えが必要という事で考えておりましたけれども、影響がない区間が判明したものですから減額をするものでございます。

次に歳入でございます。7ページ、8ページをお願いいたします。1款1項1目建設費負担金、160万円の増額であります。これまで農地等により受益者負担金の納付を猶予していた土地が、農地転用等により猶予が解除という事になったものですから増額のため計上をとるものでございます。次に9ページ、10ページをお願いいたします。

3款1項1目下水道事業費国庫補助金でございます。40万円の減額であります。社会資本整備総合交付金の交付決定によるものでございます。11ページ、12ページをお願いいたします。

4款1項1目一般会計繰入金、223万7千円の減額でございます。歳入と歳出の見合いにより補正をするものでございます。次に13ページ、14ページをお願いします。

5款1項1目繰越金でございます。決算に伴う繰越金の確定に伴うものでございます。次に15ページ、16ページをお願いいたします。

7款1項1目下水道建設事業債、600万円の増額でございます。歳出で説明いたしました下百津地区の污水枝線の延長工事の増により、起債借入額を増額するものでございます。

議案書また戻っていただきまして、3ページをお願いいたします。地方債の補正であります。補正後の限度額を600万円増額いただきまして、6740万円にするものでございます。増額の理由は、先程歳出の管渠建設費で説明いたしました下百津地区の污水枝線を延長する工事における公共下水道事業債の増に伴うものでございます。また起債の方法、利率、償還の方法には変更はございません。以上で説明を終わりますが、お審議の上、ご決定くださいますよう、よろしくをお願いいたします。

議 長 これから、質疑を行います。田口議員。

2 番 田 口 20ページに説明がありました下百津の污水枝線の延長ですけれども、これは何mですか。

議 長 水道課長。

水道課長 設置する枝線の延長は113.7mでございます。

議 長 高以良議員。

10番高以良 歳入の方の7ページから8ページ、受益者負担金の160万増ですが、農地で納付が猶予されたものが、転用によって各猶予が解除されたという事でしたけど、これは1件分なのか、それと面積がどの程度の面積になっているのかということについて、お尋ねします。

議 長 水道課長。

水道課長 高以良議員のご質問にお答えいたします。件数といたしましては5件でございます、面積的には約4000平米という事になります。以上です。

議 長 他に質疑はありませんか。福田議員。

12番福田 17ページの財源についてお聞きしたいんですけど、その他の財源の分ですね。これと次の19ページの財源の中で管渠建設費の中で2つの事業の説明がありましたけど、国県支出金の40万の減額の方ですね、新しくされた分についての減額なのか、他の何かの事業の分で40万減ったんじゃないかなと思うんですけど、この辺の財源の説明をお願いします。

議 長 水道課長。

水道課長 19ページ、20ページの財源の内訳という事でございますが、国庫支出金のマイナス40万円、これについては先程説明しましたように、交付決定により減額をしとるものでございます。それと地方債の600万の増でございますけども、これにつきましては新たに地方債を借り入れて事業を実施するという事としております。その他につきましては、一般会計からの繰入の減という事になっております。以上です。

議 長 福田議員。

12番福田 17ページの分も一般会計からのという事でよろしいでしょうか。先程の国県支出金の分で交付決定の分という事ですが、その分は全体的な分としての交付になってて、新しく先程の二つの追加分での40万の減と受け取れたんですけど、これは全体的なもので事業とは関係ないというふうに受け取っていいんでしょうか。

議 長 水道課長。

水道課長 17ページ、18ページのその他の財源でございますけども、先程次のページで申し上げましたように、一般財源からの繰入金という事でございます。後、40万円の国の補助金の減につきましては、総枠で交付決定をなされるものですから、この事業ごとに増減をするというものではございません。以上です。

議 長 他に質疑はありませんか。よろしいですね。

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第34号「平成28年度川棚町公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第34号「平成28年度川棚町公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）」は、原案のとおり可決されました。

(13:52)

議 長 次に、日程第13、議案第35号「平成28年度川棚町水道事業会計補正予算（第1回）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第35号「平成28年度川棚町水道事業会計補正予算

(第1回)」について提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、収益的収入及び支出において500万円を増額し、支出予算の総額を3億2180万1千円に、また資本的収入及び支出の部で支出において3500万円を増額し、支出予算の総額を1億1638万3千円にしようとするものであります。補正予算の詳細につきましては水道課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定くださいますよう、よろしく願いたします。

議 長 水道課長。

水道課長 それでは、説明をいたします。議案書の3ページをお開きいただきたいと思います。補正予算実施計画明細書により説明をいたします。収益的収入及び支出についてでございますけども、収入についての補正はございません。支出につきましては、1款1項営業費用の3目配水及び給水費の工事請負費についてでございますけども、石木地区配水枝管布設替工事は一般県道嬉野川棚線交通安全施設等整備工事が県北振興局より発注をされた事に伴い、布設替えを行う工事費でございます。配水枝管の口径が30ミリのために収益的事業として200万円を増加し、補正をするものでございます。また5目の総係費については、管路台帳システムデータ更新業務であります。数年に一度の更新作業を考えておりましたけども、今年度当初予算において計上をしておりますアセットマネジメントの成果の精度向上のために前倒しをして行う事とし、300万円を増額し補正するものでございます。

次に資本的収入及び支出についてでございます。こちらについても収入についての補正はございません。支出につきましては1款1項建設改良費、その中の2目施設改良費の工事請負費についてでございます。収益的収入及び支出でもありました通り、一般県道の整備工事により布設替えを行うものでございます。上段の石木地区導水管布設替工事、これは石木川より取水する施設、これは口径300ミリでございますけども、取水する施設の布設替えとして下段の石木地区配水管布設替工事は水道配水をする施設、これは口径が75ミリを計画をしております。配水する施設の布設替えをする工事費として2件で合わせて3500万円を増加し補正するものでございます。

次に議案書の表紙へお戻りください。第2条でございます。第2条、ここには当初予算第3条に定めた収益的収入及び支出の補正の記載をしております

す。第3条、ここには当初予算第4条に定めた資本的収入及び支出の補正を記載をしております。先程建設改良費の増額の説明をいたしました、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額についての補てん財源についての補正も併せて記載をしております。なお、4ページ、5ページのキャッシュフロー計算書、6ページは損益計算書、7、8ページには貸借対照表を記載しておりますが、説明は省略をさせていただきます。以上で、説明を終わりますが、ご審議の上、ご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議 _____ **長** これから、質疑を行います。三岳議員。

3 番 三 岳 3番、三岳です。資本的収入、支出の分ですね。この分です。ね一番下の石木地区配水管布設替えというのがございますけども、これは先程説明をされました県道嬉野川棚線、それに伴うものでしょうか。お尋ねします。

議 _____ **長** 水道課長。

水 道 課 長 収益的収入及び支出の方にも、石木地区の配水枝管という工事がああります。それと資本的収入の方にも、石木地区の導水管と配水管と、この3本につきましては、全て県道の整備工事に伴って布設替えをするものでございます。以上です。

議 _____ **長** 田口議員。

2 番 田 口 その県道の改修の長さ、この大きい方の導水管工事の布設替えの長さは何mなのかというのをお聞きします。

議 _____ **長** 水道課長。

水 道 課 長 収益的収入のところに書いております配水枝管布設替工事、これについては160mを予定をしております。次に資本的収入及び支出の石木地区導水管でございますけども、これは440mを予定をしております。最後の石木地区配水管布設替工事、これについては270mを予定をしとるところでございます。以上です。

議 _____ **長** 他に質疑はありませんか。よろしいですね。

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第35号「平成28年度川棚町水道事業会計補正予算（第1回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第35号「平成28年度川棚町水道事業会計補正予算（第1回）」は、原案のとおり可決されました。

議 長 ここで、しばらく休憩をいたします。

(14:01)

(…休 憩…)

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(14:15)

議 長 次に、日程第14、議案第36号「川棚町税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第36号「川棚町税条例の一部を改正する条例」について、提案理由をご説明いたします。外国人等の国際運用にかかる所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部改正を含む、所得税法等の一部を改正する法律が平成28年3月31日に。外国人等の国際運用にかかる所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令が平成28年5月25日にそれぞれ公布され、平成29年1月1日から施行される事となったところであります。これに伴いま

して、川棚町税条例の一部を改正する必要が生じたので、ご提案申し上げます。改正の内容につきましては、この後、税務課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますよう、お願いいたします。

議 長 税務課長。

税 務 課 長 それでは、私の方から改正の内容についてご説明いたします。現在、海外の企業や海外銀行から受け取った配当や利子につきましては、国家間の条約により課税の対象となりますが、このような特別な所得区分は日本の所得税法、地方税法では規定されていない為、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例に関する法律、いわゆる、租税条約等実施特例法の中で、従来所得区分とは別に条約適用利子と条約適用配当等という所得を設けております。この所得区分に対する住民税の割合の計算方法や所得控除に関する事が川棚町税条例附則第20条の2に規定されているところであります。今回の改正は租税条約の相手国以外の外国との間における二重課税を排除する目的で、外国人等の国際運輸業にかかる所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律などの国内法が整備された事に伴いまして、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等に関する法律、いわゆる外国居住者等所得相互免除法に規定する特例適用利子等、特例適用配当等にかかる住民税の計算規定及び所得控除にかかる条文が川棚町税条例附則第20条の2として追加され、第20条の2が第20条の3として繰り下がり、繰り下がった事による条ずれの整理及び語句の改正を行うものであります。また今回の条例改正の元となる法律の改正は、日台民間租税取決めの内容に沿った規定を追加したものであり、先に述べました租税条約の相手国以外の外国につきましては政令において、台湾を相互主義を満たす外国として指定されております。なお、今回の改正は平成29年1月1日施行となっております。以上、説明を終わりますが、ご審議の上、ご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 これから、質疑を行います。田口議員。

2 番 田 口 今回は新規だし、施行が来年1月1日からという事なんで、対象者は当然ないんですけれども、その従来の特例による該当者というのは町内ではどのくらいの件数があるのでしょうか。

議 長 税務課長。

税務課長 田口議員の質問にお答えします。現在、川棚町では川棚高校、川棚中学校それぞれのALTの方が対象者となっております。

議 長 他に質疑はありませんか。よろしいですかね。

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第36号「川棚町税条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第36号「川棚町税条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(14:22)

議 長 次に、日程第15、議案第37号「川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第37号「川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、提案理由を説明いたします。

本改正案は、先程の川棚町税条例の一部を改正する条例と同様の改正理由であります。外国人等の国際運輸にかかる所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部改正を含む、所得税法等の一部を改正する

法律の公布、施行に伴い川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたので、ご提案申し上げる次第であります。なお、改正の詳細につきましては、健康推進課長から説明させますので、ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 _____ **長** 健康推進課長。

健康推進課長 それでは、川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の内容について、ご説明いたします。

先程、町長が申し上げた通り、今回の改正は川棚町税条例の一部を改正する条例と同様の改正理由であります。外国人等の国際運輸業にかかる所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部改正を含む、所得税法等の一部を改正する法律の公布、施行に伴い川棚町国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。それでは新旧対照表によりまして、ご説明いたします。

本改正案は、附則の改正となっております。附則第10項は特例適用利子等にかかる国民健康保険税の課税の特例の追加であり、町民税で分離課税される特例適用利子等の額を所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるものであります。附則第11項は特例適用配当等にかかる国民健康保険税の課税の特例の追加であり、町民税で分離課税される特例適用配当等の額を国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるものであります。

次のページになりますけど、附則の第12項、第13項は附則第10項、第11項を新設する事に伴う条ずれであります。改正分にお戻りください。附則といたしまして、この条例は平成29年1月1日から施行するものとしております。以上で説明を終わりますが、ご審議の上、ご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議 _____ **長** これから、質疑を行います。三岳議員。

3 番 三 岳 3番三岳です。先程のですね税条例ではですね、特例適応の利子と配当というのが一つの附則に20条の2にまとまっている訳ですね。ここについては、これはそれぞれ分けてあるというのは何か理由があるのか、お尋ねします。

議 _____ **長** 健康推進課長。

健康推進課長 三岳議員の質問にお答えいたします。二つに分けている理由というのは分かりませんが、国の準則というのがあります。その準則にしたがって、この改正をしたところでございます。以上です。

議 _____ **長** 他に質疑はありませんか。よろしいですね。

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第37号「川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第37号「川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(14:28)

議 _____ **長** 次に、日程第16、議案第38号「町道の認定（町道前田中通線の件）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町 _____ **長** 議案第38号「町道の認定（町道前田中通線の件）」について、提案理由をご説明いたします。

今回、川棚町まち、ひと、しごと創生総合戦略に掲げております、若者定住促進宅地分譲事業に伴い整備いたしました分譲地内を通る道路につきまし

て、完成いたしましたので、町道として維持管理を行いたく、道路法第8条第1項の規定により町道に認定しようとするものであり、同条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。詳細につきましては建設課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 建設課長。

建設課長 それでは説明いたします。今回認定を行おうとする路線は、町長提案説明のとおり町道の新設に伴うものであります。路線番号は317号、路線名は町道前田中通線、起点は白石郷字前田、終点も白石郷字前田であります。それでは内容について説明いたします。

議案書の2枚目をご覧ください。新設いたしました町道の場所は養護老人ホーム、ひさご荘の東側、旧保育所跡地で、町道琴見中央線と町道前田1号線を結ぶ路線となっております。起点は町道琴見中央線といたしております。町道の延長は63.8mで、幅員は両側の側溝も含めた全幅員が5mで、舗装部分は4mとなっております。なお、3枚目、4枚目に資料として測量図と標準断面図を添付いたしておりますので、ご覧いただければと思います。以上で説明を終わらせていただきますが、ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 これから、質疑を行います。田口議員。

2番田口 この図面で見ましてですね、町道前田1号線のその終点と書いてあるところの部分ですけど、細い白い部分がありますが、結局この部分だけ町道前田1号線はすでに広がっているって考えて良いわけでしょうか。

議 長 建設課長。

建設課長 田口議員のご質問にお答えをいたします。ここにつきましては、既に前田1号線を拡幅したことになっておりますので、白抜きにいたしております。以上です。

議 長 他に質疑はありませんか。よろしいですね。

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第38号「町道の認定（町道前田中通線の件）」の採決を行います。

お諮りします。本案は、これを可決することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第38号「町道の認定（町道前田中通線の件）」は、可決されました。

(14 : 34)

議 長 次に、日程第17、議案第39号「公有水面埋立の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第39号「公有水面埋立の件」について、提案理由を説明いたします。

三越漁港につきましては、漁村再生交付金事業により平成24年度からの計画で事業を施工中であります。現在まで平成24年度から平成25年度の2年間で三越防波堤の工事を、平成25年度から平成28年度の4年間で片島防波堤の工事を行い、共に完成をいたしております。今回工事を行おうとしております片島護岸三越物揚場、三越物揚場Bにつきましては、公有水面を埋め立てなければ工事を施工できない為に、平成28年8月5日付で長崎県知事に対しまして、公有水面埋立法第2条第1項の規定による免許を出願しております。つきましては、長崎県知事から8月26日付で公有水面埋立免許出願に対する市町村の意見を求められておりますので、公有水面埋立法第3条第4項の規定により議会の議決を求めるものであります。詳細につき

ましては、農林水産課長から説明させますので、ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 農林水産課長。

農林水産課長 公有水面埋立の件の詳細説明をいたします。議案書2枚目の図面をお開きください。三越漁港整備の全体計画図になります。計画では5ヶ所の工事を行うようにしております、町長の説明にありましたように図面の真ん中付近、三越防波堤、それから右端の片島防波堤につきましては平成28年度までに完成しております。今回、公有水面埋立免許を出願しておりますのは3ヶ所ありまして、まずは片島岸壁で、片島防波堤の左側にあります。延長が47.4m、三越号140番87、140番89、140番90に隣接する防波堤の地先公有水面で埋立面積が97.93平米であります。次に中央付近の三越防波堤の左側、三越物揚場、図面では三越港物揚場となっておりますが、間違いでありまして、港の字の削除をお願いいたします。申し訳ありませんでした。三越物揚場、延長が75.5m、三越郷180番4の地先公有水面で、埋立面積が58.56平米であります。もう一ヶ所がその横の三越物揚場Bで、延長が95.7m、三越郷201番の4、201番5、227番2に接する三越郷の地先公有水面で埋立面積が451.78平米、埋立面積の合計が608.27平米になります。また公有水面埋立に伴い漁業権が一部消滅しますが、平成26年6月と平成28年6月の川棚漁協総会において漁業権消滅についての同意をいただいております。今後の工事計画につきましては、片島岸壁と三越物揚場の一部を今年度発注しまして、平成29年度に三越物揚場の残りの部分、それと三越物揚場Bの工事を行っていきたいと思っております。全体工事の完成を国の予算のつき次第ですが、平成30年を予定しております。以上で説明を終わりますが、ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。田口議員。

2 番 田 口 公有水面埋立免許の出願に対して、異議ない旨を知事に答申するという事なのでですね。その埋立免許を出願しているのは知事だというふうに理解してよいのかという事と、埋立の工事は実際には町がやるのか、埋立の工事自体は誰がするのかという事と、それから物揚場とかの工事自体は町が発注するのであろうと思われませんが、その出来上がったものはです

ね、町のものになるのではないかと思われるので、要するに埋立をした時点ではどこの所有なのか、それで工事が終わった時点ではどこの所有になるのかをお聞きしたいと思います。

議 _____ **長** 農林水産課長。

農林水産課長 田口議員の質問にお答えします。出願ですけれども、知事に出願という事になります。埋立工事は誰がするのかという事ですけれども、工事発注する事によって土地を埋め立てるという事になりますので、工事は誰がするのかいうのと、工事発注、両方ともですね町が行います。工事中のその埋立の部分につきましては、まだ海のままであります。工事後に、また土地にするために県の方に出願をするというふうな形になります。竣工認可をとります。そういった形で最終的には町の土地になるという事になります。以上です。

議 _____ **長** 田口議員。

2 番 田 口 確認ですが、埋立免許は町が県に対して出願しているという事ですかね。それに対して更に異議のない旨を答申するというのがちょっとよく分からないなと思ったんで聞いたんですが。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** 私の方からお答えいたします。公有水面を埋め立てようとするものが知事に出願をして、知事の許可を得ます。通常埋め立てをしようとするものは個人であったり、法人であったり。今回は川棚町だという事でございます。そこで知事は地元の市町村長の意見を聞く。この意見を聞くためには、地元の議会の議決が必要だと。今回は出願者が町という事で、えっという感じになるかもしれませんが、一般の場合を考えたらご理解いただけるんじゃないかと思います。そして完成したあかつきには、竣工認可申請をいたしまして、竣工認可を受けたあかつきには、新たに生じた土地について、また議会にお諮りすることになります。以上でございます。

議 _____ **長** 三岳議員。

3 番 三 岳 3番三岳です。今言われた新たに生じた土地という事になるかと思うんですが、ここではですね岸壁と物揚場については面積がそれぞれ記載をしてあって、防波堤については延長と、これは幅が4 mから5.5 mという事で実際造ってみないとわからないという部分なのかなと思います。

ら、先程言われた新たに生じた土地に関して、ここは面積等はいらないのかなと思いましたが、そこはどういうふうを考えられてるのか、お尋ねします。

議 _____ **長** 農林水産課長。

農林水産課長 三岳議員の質問にお答えします。防波堤につきましては、海のままという事になります。以上です。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** お答えします。防波堤はあくまでも防波堤で、これは構築物というふうになされて、埋立の許可は必要ありません。以上です。

議 _____ **長** 他に質疑はありませんか。よろしいですね。

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第39号「公有水面埋立の件」の採決を行います。
お諮りします。本案は、これを可決することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第39号「公有水面埋立の件」は、可決されました。

(14:46)

議 _____ **長** 次に、日程第18、議案第40号「東彼地区保健福祉組合規約の変更の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第40号「東彼地区保健福祉組合規約の変更の件」について、提案の理由をご説明いたします。

今回の規約の変更につきましては、東彼地区保健福祉組合から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、第20条第2項に規定されている障害支援区分の認定及び支給要否の決定を行うための調査に関する事務について、共同処理する旨の通知がありましたので、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、平成29年4月1日からの当組合の共同処理事務に変更が生じ、規約の変更が必要となりますので、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。以上で提案理由の説明とさせていただきますが、詳細につきましては住民福祉課長に説明させていただきますので、ご審議の上、ご決定くださいますよう、よろしく願いいたします。

議 長 住民福祉課長。

住民福祉課長 それでは説明いたします。町長が提案理由で説明しましたとおり、平成29年4月1日から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第20条第2項に規定されております、障害支援区分の認定及び支給要否の決定を行うための調査に関する事務を、東彼地区保健福祉組合で共同処理する事から、東彼地区保健福祉組合規約の共同処理する事務に変更が生じますので提案するものでございます。現在、この障害支援区分の認定及び支給要否の決定を行うための調査に関する事務につきましては、本町を含め東彼三町共にNPO法人生援会と委託契約を行い、実施していますが、同法人からこの事務の業務受託を平成29年3月31日をもって終了したい旨の申し出が各町に行われており、これを踏まえ、平成29年度以降の当該事務の実施について東彼地区保健福祉組合と東彼三町の事務担当課において協議を行ったところでございます。

その結果、当該事務の実施にあたっては、障害者等の保健または福祉に関する専門的知識及び技術を有するものが、その任にあたる必要があるものと判断しますが、東彼三町と共に、この人材を抱えていないのが現状でございます。しかし、東彼地区保健福祉組合においては、現行の共同で行う事務において障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に係る地域生活支援事業の事務を、社会福祉主事有資格者等を雇用し、直営で専門

的に実施しており、また取り扱う件数等も考慮した場合、障害者区分の認定及び支給要否の決定を行うための調査に関する事務につきましても、共同処理する事務に追加して実施することで専門性、効率性に資するものと意見の一致を見たところであり、平成29年4月1日からの東彼地区保健福祉組合における共同処理する事務として、取り扱うこととしてその準備を進めるために、保健の規約の改正が必要となるものでございます。

規約の改正につきましては新旧対照表で説明させていただきますので、改正本文の次ページをお開き願います。最終のページの方に新旧対照表を掲載しております。右側が現行、左側が改正案となっております。台3条に規定する共同処理する事務に、第8号として障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に係る障害支援区分の認定及び支給要否の決定を行うための調査を事務として追加するものでございます。次に改正本文にお戻り下さい。2枚目でございます。附則でございますが、この規約の施行期日を定めるものであり、平成29年4月1日から施行することとしております。以上で説明とさせていただきますが、ご審議の上ご決定いただきますようお願いいたします。

議 **長** これから質疑を行います。田口議員。

2 番 田 口 確認のためですけれども、新旧対照表で見ていただいていると思うんですが、この及びっていうこの下線が引いてある部分の、及びでつながれているのは、障害支援区分の認定ということと支給要否の決定っていう事なのかなと思いますが、すなわちくだいて読むと障害支援区分の認定を行うための調査及び支給要否決定を行うための調査っていうふうにするということではよろしいのかということと、そうしますとその障害支援区分の認定と支給要否の決定は、各町長がするのかと思うんですけれども、そういう読み方でよいのでしょうか。

議 **長** 住民福祉課長。

住民福祉課長 ただいまのお尋ねについてご説明いたします。まずこの規約の改正にあたりましては、東彼地区保健福祉組合の方で長崎県に事前協議をして同意を得られた状況の上です。3町の議会に今回諮られるものでございます。

なお私どもとして理解をしておりますのは、一般的に総合支援法と呼ばれ

ますが、この法律に係る障害支援区分の認定及び支給の要否を決定ですね、及び支給決定までは一つのこととしてですね、これを行うための調査ということで、障害支援区分の認定の調査事務、支給要否決定を行うための調査事務というようなことではございませんで、障害支援区分の認定を行い、支給要否を決定するためですね調査事務っていうことで理解をしておりますのでございます。

議 長 田口議員。

2 番 田 口 私が聞きたいのはこの障害支援区分の認定も福祉組合で行うのか、支給要否決定も福祉組合で行うのかということなんです。それはだから町はここには調査を書いているのですけども認定と決定というその行為はどういうふうにかえるのかなというふうに思うわけです。

議 長 住民福祉課長。

住民福祉課長 障害支援区分の認定と支給要否の決定をする為のですね調査を行うという意味でございます。ここはですね。

議 長 田口議員。

2 番 田 口 だからその認定と決定は誰がするのですかとそういうことです。

議 長 住民福祉課長。

住民福祉課長 すいません。認定と要否の決定は町の方で行います。以上です。

議 長 他に質疑ありませんか。よろしいですね。

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第40号「東彼地区保健福祉組合規約の変更の件」の採決を行います。

お諮りします。本案は、これを可決することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第40号「東彼地区保健福祉組合規約の変更の件」は、可決されました。

(14:58)

議 長 次に、日程第19、議案第41号「長崎縣市町村総合事務組合規約の変更の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第41号、「長崎縣市町村総合事務組合規約変更の件」について提案の理由をご説明いたします。今回の規約の変更につきましては、長崎縣市町村総合事務組合にすでに加入しています長崎県後期高齢者医療広域連合から当組合の退職手当事業に関する事務についても、共同処理したい旨の依頼がありましたので、地方自治法第286条第1項の規定に基づき平成29年2月11日から当組合の共同処理する団体に変更が生じ、規約の変更が必要となりますので、地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。詳細については総務課長に説明させますので、ご審議の上ご決定くださいますよう、よろしく願いいたします。

議 長 総務課長。

総務課長 それでは説明を加えさせていただきます。まずもって町長が提案理由を説明いたしましたけれども、施行期日のところで平成29年2月11日と提案いたしましたけれども、2月1日でございます。訂正させていただきます。

町長が提案いたしましたとおり、長崎県後期高齢者医療広域連合が平成29年2月1日から退職手当に関する事務を長崎縣市町村総合事務組合で共同処理することから、長崎縣市町村総合事務組合規約の共同処理する団体に変更が生じますので提案をするものでございます。

新旧対照表をご覧いただきたいと思います。新旧対照表右側が現行、左側

が改正案となっておりますが、まず表の最初でございますが、第3条第1号に関する事務とありますが、この事務が退職手当に関する事務であります。新旧それぞれ下線引きをしているところが改正する箇所でございますが、長崎県後期高齢者医療広域連合を追加するものであります。次に表の3段目、一番したのところでございますが、第3条第9号に関する事務でございますが、この事務が非常勤職員の公務災害保障に関する事務でありまして、下から2番目のところでございますが、長崎県後期高齢者医療広域連合とありますが、この事務がすでに共同処理を行っている事務でございます。

次に改正本文に戻っていただきまして、表の一番最後の方になります。附則でございます。この規約の施行期日を定めているものでございまして、期日を平成29年2月1日から施行すると、このように定めるものでございます。

長崎県後期高齢者医療広域連合は平成18年12月に発足しておりますが、広域連合の職員は広域連合を組織する市町からの派遣職員により事務を行ってきておりますが、平成27年度に1名、平成28年度から4名の任期を5年とする一般職任期付き職員を採用いたしております。この一般職任期付き職員の勤務条件につきましては、分限及び懲戒に関する条件を一部除き、勤務に関する条件は常勤の一般職の職員と同等に支給されることにより、退職手当の支給についても同様の措置を講じることになるため、当組合の退職手当の共同処理をお願いしたい旨の依頼があったものでございます。以上で説明とさせていただきますが、ご審議の上ご決定いただきますようよろしくお願いをいたします。

議 長 これから質疑を行います。よろしいですね。

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第41号「長崎縣市町村総合事務組合理約の変更の件」の採決を行います。

お諮りします。本案は、これを可決することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第41号「長崎縣市町村総合事務組合理約の変更の件」は、可決されました。

(15:04)

議 _____ **長** 以上をもちまして、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日はこれにて散会といたします。ご起立願います。お疲れ様でした。

(15:05)

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

川棚町議会議長 _____ 初手安幸

会議録署名議員 _____ 三岳昇

会議録署名議員 _____ 久保田和恵